

決議案第1号

城所美奈子議員に対する問責決議について

上記の決議案を別紙のとおり日高市議会會議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月11日提出

日高市議会議長 金子博様

提出者 日高市議会議員 佐藤 真

賛成者 日高市議会議員 森崎成喜

賛成者 日高市議会議員 山田一繁

賛成者 日高市議会議員 大澤博行

賛成者 日高市議会議員 鈴木健夫

賛成者 日高市議会議員 三木伸也

賛成者 日高市議会議員 加藤大輔

賛成者 日高市議会議員 和田貴弘

賛成者 日高市議会議員 加藤将伍

賛成者 日高市議会議員 新井均

賛成者 日高市議会議員 横尾貴文

賛成者 日高市議会議員 近藤沙織

賛成者 日高市議会議員 成田奈緒子

賛成者 日高市議会議員 小谷野五成

提案理由

城所美奈子議員が繰り返し行った問題行為は、日高市議会の品格を傷つけ、市民の信頼を失墜させたことが明白であり、市議会議員としての倫理観、資質を問い合わせ、ここに問責決議を提出するものである。

城所美奈子議員に対する問責決議

市議会議員は地方自治法に基づいた議事機関の一員として法令等を遵守し、市民の代表者として恥じない倫理観と責任感を持って職務を遂行することが求められている。

しかし、城所美奈子議員は、令和 7 年 1 月 9 日に設置された日高市議会議員政治倫理審査会において、日高市議会議員政治倫理規程第 3 条第 1 号「市民の代表として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なうような行為を厳に慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」及び第 6 号「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと」に掲げる政治倫理基準に違反する行為があったものと認定されている。

この審査会で問題となったのは、ファミリーマートの 1 号店が狭山市内であったことから狭山市の市制施行 70 周年を記念した学校給食としてファミチキが無償提供されるにあたり、狭山市の行政関係機関に対してファミチキ給食の提供を中止するよう求めた際の行為が政治倫理規程第 3 条第 1 号及び第 6 号に該当するのではないかということであった。

審査会については、現在は公開とされているが、審査会自体は非公開で行われた。理由は、「関係者に不利益が生じるおそれが懸念されたこと」であるが、具体的に言えば、この事案が日高市ではなく狭山市の事業であり、狭山市の関係機関に対する迷惑行為が議題となっていること、令和 6 年 12 月 18 日、城所議員が SNS 上で「声を届けて！」として、狭山市の学校給

食センターの電話番号、メールフォームへ誘導する URL を投稿しており、審査中の内容をもとに狭山市の関係機関に対して更なる迷惑行為が発生するおそれが排除しきれないこと等であると確認できる。審査会の報告書等については、令和 7 年 4 月、狭山市の記念事業年度が終了したこと、公開の了承を全員協議会で確認できたことをもって非公開部分を公開しているが、公開決定後の令和 7 年 5 月 1 日、城所議員が狭山市の学校給食センターへ「市議会議員とは名乗っていない」、「威圧的な態度はっていない」ことの確認及びその確認のため訪問したい旨を電話連絡し、相手方から日高市議会事務局に「迷惑である」と断った旨の連絡があったことからも、審査会を非公開としたことの判断は正しかったものと捉えることができる。

認定に至る具体的な迷惑行為は、城所議員と認識が一致しているだけでも狭山市の関係機関、主に学校給食センターに対して訪問 5 回、電話 6 回、メール 1 回を行ったものである。

城所議員は、議員だとは名乗っておらず、あくまで一個人として行動したと主張されているが、相手方が日高市議会議員であると認識して対応していたことは、狭山市から日高市へ情報提供があったことで明らかになっている。

城所議員は、既に機関決定されている事業である記念給食を、提供直前に訴えても中止できない状況を承知の上で給食センターに抗議している。対応した関係者が威圧的で感情的な態度で詰め寄られたと感じているこ

と等、関係者に対する著しい迷惑行為は議会の品位を損なう行為であり、規程第3条第1号に違反する行為があったものとして認定されている。

城所議員が関係者に行った繰り返しの主張や問合せ、妥当性を欠く要求及び威圧的な言動は、相手方に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出た可能性が否定できず、ハラスメントに類する人権侵害のおそれのある行為であり、同条第6号に違反する行為があったものと認定されている。規程第10条第1項の規定に基づく、城所議員に対する同条第2項の議長の措置として、「厳重注意」及び「日高市議会・関係者に対する謝罪文の提出の要求」とされたが、現時点での謝罪文の提出には応じていない。

その後もSNS等で、自身の見解にもとづく不正確な内容を繰り返し発信しており、関係者に対する迷惑行為を反省しているとは到底思えない。

また、議長から城所議員に対して繰り返し行われている厳重注意は、既に9回を数えるに至っている。内容は次の通りである。

- ① 令和7年2月3日、政治倫理審査会の意見を受けての厳重注意
- ② 令和7年3月7日、SNSに「アドリブでの質疑はご法度」と記載したことに対し、事実と異なり、日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの禁止事項、不正確な噂等を助長させる情報（以下、「不正確な噂等を助長させる情報」とする）にあたるとして厳重注意
- ③ 令和7年5月21日、政治倫理審査会事案の関係者である狭山市の学

校給食センターに対して「市議会議員とは名乗っていない」、「威圧的な態度はとっていない」との確認及びその確認のため訪問したい旨を電話連絡した。相手方から日高市議会事務局に「迷惑である」と断った旨の連絡があったことを受けての厳重注意

- ④ 令和 7 年 5 月 21 日、議案ではなく、従って賛否をとっていない案件を広報紙に「日高市議会ではインボイス制度に反対する議員は私 1 人」と記載したことに対し、事実とは異なり、誤解を与える記載であるとして厳重注意
- ⑤ 令和 7 年 5 月 21 日、議会では令和 7 年 3 月に政務活動費の使途基準見直しを行った。その直後であるにもかかわらず、広報紙に政務活動費の支給対象外である「後援会活動」の内容を掲載し、「政務活動費を充当して発行している」と表記していたことに対し、政務活動費の使途基準違反として厳重注意
- ⑥ 令和 7 年 7 月 30 日、一般質問受付の際に、質問できない事務に対しての内容を申し出たにもかかわらず、SNS に「一般質問を受け付けられなかった」と記載したことに対し、事実と異なり、議会が受付拒否をしたような不正確な噂等を助長させる情報であるとして厳重注意
- ⑦ 令和 7 年 7 月 30 日、議会だよりに掲載するための議員集合写真を撮影しに武蔵台小中学校の体育館に訪問した際の移動について、SNS に「議員の集合写真撮影のためバスで移動」と記載。バスをチャーターし、無駄な経費を使っているかのように投稿していたが、実際には議

長車と公用車に分乗して現地へ移動しており、自家用車で移動した議員もいたが、駐車場の都合があり乗合での移動を促していた。事実と異なり、不正確な噂等を助長させる情報であるとして厳重注意。

- ⑧ 令和 7 年 12 月 4 日、12 月 1 日の総務福祉常任委員会での質疑の際、議案の審査内容から外れた質疑、所管外の部署への質疑が複数回あり、事前の準備不足により議事進行に混乱を招いたとして厳重注意
- ⑨ 令和 7 年 12 月 4 日、12 月 2 日の文教経済常任委員会に請願の紹介議員として出席し、質疑の答弁を行った際に、「質疑がおかしい」、「分けて考えるべき」、「何度も言わなくていい」等の不規則発言があった。また、委員長の許可していない場面での発言が何度もあり、委員長からも注意があったことを受けての厳重注意
- 加えて、日高市議会では、質疑や一般質問を行う際、質疑や質問の内容がより深まり、市民にわかりやすい議論となるように、積極的な事前の調整を議長や議会運営委員長から都度、助言されている。先日、国会でも城所議員が所属している立憲民主党の枝野幸男衆議院予算委員長が、質問通告が早まれば政府側も答弁準備に余裕が生まれるとして、通常より前倒して日程を確定させ、理事懇談会でも「早めに質問通告をお願いしたい」と各党に念押ししたことが大きく報道されている。質問の詳細内容を事前に調整しておくことは、質問と答弁がかみ合うことで深い議論、執行部の答弁準備に余裕ができるだけではなく、通常業務の中で答弁準備をする執行部の働き方や残業代の負担軽減にもつながる。

城所議員については、委員会の前日夜や当日朝に質問をメールで送るだけで、確認をせず本会議・委員会に出席し、質疑・質問を行うことが繰り返されている。事前調整は必ずしなければならないルールではない。しかしながら、議長からの厳重注意にもあった通り、結果的に議案の審査内容から外れた質疑、所管外の部署への質疑などが繰り返され、議事に混乱をきたしているのは事実である。これは、市民の代表として議会で質疑や質問を行うことに対する準備不足、議員の姿勢として無責任と言わざるをえない。

これまでも、議会では城所議員の問題行為に対して、その都度理由を説明しながら理解を促してきたが、改善の様子を見ることはまったくできていない。

これらのことから、城所美奈子議員は議会の構成員たる議員でありながら日高市議会の品格を傷つけ、市民の信頼を失墜させたことは明白である。加えて、市議会議員としての倫理観、資質を欠いたものと言わざるを得ない。

よって日高市議会は、城所美奈子議員に対して、これらの行動について猛省を求めると共に、市議会議員としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和7年12月11日　日高市議会